

特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン



令和2年12月

国土交通省 道路局

目 次

1. 誘導の主な目的	1 -
2. 誘導等に係る通行条件の内容(条件書記載事項)	1 -
3. ガイドライン	1 -
【一般的な事項】	1 -
(1) 誘導車の基本的な役割について	1 -
(2) 誘導車とする車両について	1 -
(3) 誘導車の運転者について	4 -
(4) 誘導開始前の打合せについて	4 -
(5) 不測の事態が発生した場合の許可車両と誘導車との連絡確保について	5 -
(6) 特に大きな貨物を運搬しようとする場合の特則	5 -
【個別的事項】	7 -
(1) 条件を付された区間又は箇所を通行する際の誘導方法等	7 -
① 重量 C 条件を付された橋梁等を通行する場合	7 -
② 重量 D 条件を付された橋梁等を通行する場合	8 -
③ 寸法 C 条件を付された屈曲部等を通行する場合	13 -
④ 寸法 C 条件を付された交差点を左折又は右折する場合	17 -
(2) (1)以外の区間又は箇所を通行する際の誘導方法等	19 -
① 通常時(②、③以外の場合。)	19 -
② 他の車両に誘導車と許可車両の間に割り込まれた場合の措置	19 -
③ 駐車している車両がある場合など通行する車線に障害がある場合の措置	20 -

特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン

1. 誘導の主な目的

- (1) 橋梁、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋梁等」という。)において道路構造物の耐荷力を超える車両の通行を回避すること
- (2) 屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所において交通の安全を確保すること

2. 誘導等に係る通行条件の内容（条件書記載事項）

別添参照

3. ガイドライン

道路法第47条の2第1項の規定による許可の際に付された条件に基づいて誘導車の配置等を行う場合は、以下に従うことを推奨する。ただし、付された条件で明示されている内容(注)は、それに従うこと。

(注) 例：許可車両の前方又は後方に誘導車を配置すること

誘導車は、特殊車両以外の車両であること など

【一般的な事項】

(1) 誘導車の基本的な役割について

1. の目的を踏まえ、2. の通行条件を履行できるよう、誘導車は以下の役割を担うことを基本とする。

- ① 特殊車両の通行を補助するため、対向車等の特殊車両周辺を通行する車両の通行の状況、道路の形状、駐車中の車両、工事箇所等の通行の障害等に係る情報を視認により収集するとともに、その結果等について、特殊車両の運転者に対し連絡、助言等すること。
- ② 対向車等の特殊車両周辺を通行する車両に対し注意喚起すること。

(2) 誘導車とする車両について

- ① 特殊車両を使用しないこと。
- ② 隣接車線の対向車及び後方の車両から一見して認識できるように次のいずれかの方法によって、「誘導中」である旨を表示すること。
 - i) 緑色灯(回転するものを含む)の装着(ただし、道路運送車両の保安基準第55条(参考)の規定に基づく地方運輸局長の基準緩和の認定が必要となる。)
 - ii) 標識の装着又はステッカーの貼付(ただし、標識又はステッカーが灯火もしくは反射物である場合は、道路運送車両の保安基準第42条(参考)の規定に適合したものであること。)
- ③ 昼夜を問わず前照灯を点灯すること。

(参考)道路運送車両の保安基準

第 42 条 自動車には、第 32 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

第 55 条 地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であつて当該自動車について適用しなくとも保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。

3 第1項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 車名及び型式

三 種別及び用途

四 車体の形状

五 車台番号

六 使用の本拠の位置

七 構造又は使用の態様の特殊性

八 認定により適用を除外する規定

九 認定を必要とする理由

4 前項の申請書には、同項第8号に掲げる規定を適用しない場合においても保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面を添付しなければならない。

5 地方運輸局長は、第3項の申請者に対し、前2項に規定するもののほか、第3項第9号の事項として同項の申請書に記載した輸送の必要性を示す書面その他必要な書面の提出を求めることができる。

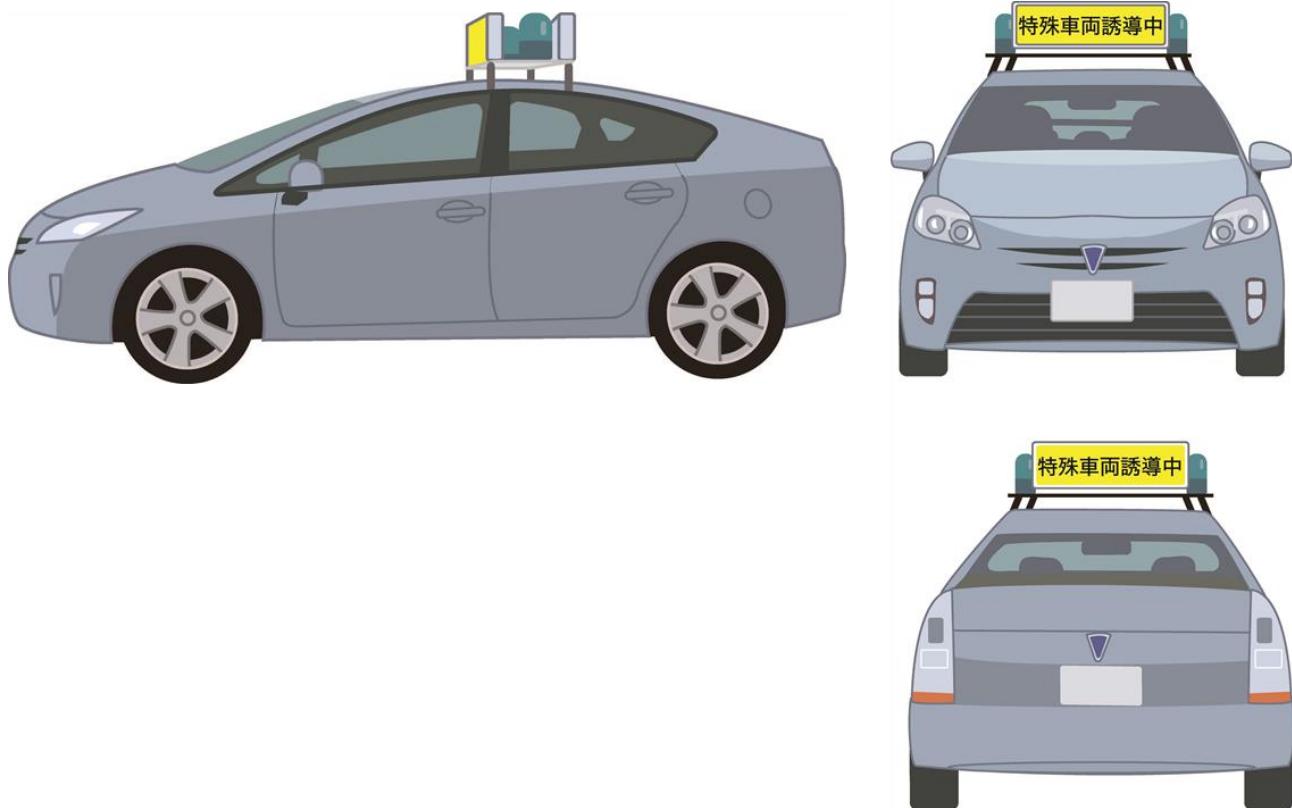
6 地方運輸局長は、次の各号の一に該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。

一 認定の取消しを求める申請があつたとき。

二 第1項の規定により地方運輸局長が適用を除外する規定として指定した規定を適用しないことにより保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。

三 第2項の規定による条件又は制限に違反したとき。

7 地方運輸局長は、第1項の認定の申請に係る自動車が第3項の申請書に記載された同項第7号の使用の態様以外の態様により使用されるおそれ又は第2項の規定により付そうとする条件又は制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があるときは、第1項の認定をしないものとする。



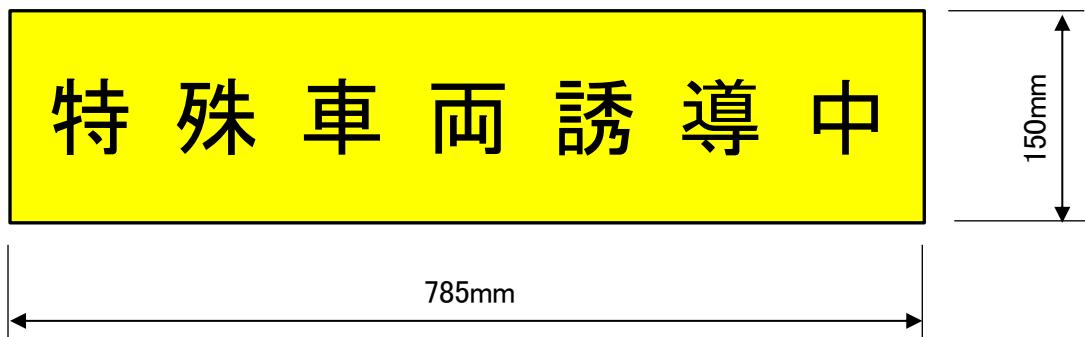
(図1) 緑色灯及び標識の例



(図2) マグネット式ステッカーの例

■マグネット式ステッカーの寸法例

【車両前方(ボンネット上) 及び車両後方に貼り付け】



(3) 誘導車の運転者について

- ① 以下のいずれかの講習を受講した者が運転を行うこと。

《国土交通省が定める講習一覧》

- i) 国土交通省が提供するオンラインシステムによる講習

⇒オンラインシステムで受講修了書を発行

- ii) i)の講習に準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習

⇒講習主催者が、i)同様の受講修了書を上記のオンラインシステムで発行

(取締り時の確認等のため一元管理。なお、講習主催者は、オンラインシステムで
発行する受講修了書に加え、講習主催者独自の受講修了書等の発行も可能。)

- ② 特殊車両を通行させる者の外注により誘導車を配置する場合には、特殊車両を通行させる
者は、以下のいずれかの方法等により、当該誘導車の運転者が①のいずれかの講習を受
講したことを証明する書面(オンラインシステムによる受講修了書)を、通行が終了するまで
の間、必要に応じて確認できるようにしておくこと。

- i) 配置する誘導車の運転者に係る受講修了書(オンラインシステムにより発行されたも
の)の写しを事前に提出させ、控えておくこと。

- ii) 誘導車を配置した通行に際し、当該誘導車の運転者が、本人の受講修了書(オンライン
システムにより発行されたもの(写しを含む))を携行していることを確認しておくこと。

(4) 誘導開始前の打合せについて

誘導車の運転者と許可車両の運転者は、通行前に、対面、電話、メール等で直接打ち合わせ
ることにより、以下の事項について確認を行うこと。

- ① 予定する通行経路(途中で合流又は離脱する場合は合流箇所又は離脱箇所を含む。)

- ② 通行条件が付されている区間又は箇所及びこれらにおける許可車両の通行の方法(例:橋

梁等における徐行、前方車両との車間距離の確保等)

- ③ 誘導車の配置の入替え(許可車両の前方から後方又は後方から前方への入替え)を行う地点
- ④ 休憩予定の場所
- ⑤ 通行中の許可車両の運転者と誘導車の運転者との間の意思疎通の方法
- ⑥ 当該許可車両の通行の特性、積載する貨物の概要等通行にあたっての留意点
- ⑦ 夜間の通行の条件が付されている場合には、条件が付されている区間又は箇所を通行する時間の目安

(5) 不測の事態が発生した場合の許可車両と誘導車との連絡確保について

- ① 許可車両と誘導車とは、常時相互に無線又は携帯電話で、道路交通法第71条第5号の5(参考)の規定に反しないよう連絡がとれるようにしておくこと。
- ② 事故、通行止め等不測の事態が発生したことを発見した場合には直ちに連絡をとること。

(参考)道路交通法第71条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1~5の4 略)

5の5 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第118条第1項第3号の2において「無線通話装置」という。)を通話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第41条第1項第16号若しくは第17号又は第44条第11号に規定する装置であるものを除く。第118条第1項第3号の2において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

(6 略)

(6) 特に大きな貨物を運搬しようとする場合等の特則

本ガイドラインは、一般的な車両諸元の特殊車両を想定して最低限行う事項等について記載したものであるが、そもそも特殊車両の通行にあたっての交通の安全の確保は、特殊車両を通行させる者自らの責任に帰するものであることを十分念頭においていた上で、特に超重量・超寸法車両(注)等大きな貨物を運搬する車両等にあっては、以下の点を検討し、適切に対応すること。

- ① 交通の安全を確保する観点から、車両や貨物の特性を踏まえ、条件書に記載された誘導車に加えて、追加的に生じる役割・対応も含めその補完をするため、誘導車や誘導員を追加

して配置する必要性の有無を検討すること。必要があると判断される場合には、誘導車や誘導員を適切に配置することとし、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせておくこと。

- ② ①により誘導員を配置するときは、誘導員の安全を確保するため蛍光チョッキを着用し、誘導棒を使用すること。

(注)…超重量車両:「特殊車両通行許可限度算定要領」による許可限度重量を超える車両をいう。.
超寸法車両:「特殊車両通行許可限度算定要領」による許可限度寸法を超える車両をいう。



(図3)誘導員の装備例

【個別的事項】

(1) 条件を付された区間又は箇所を通行する際の誘導方法等

① 重量 C 条件を付された橋梁等を通行する場合

【重量 C 条件】

C条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。

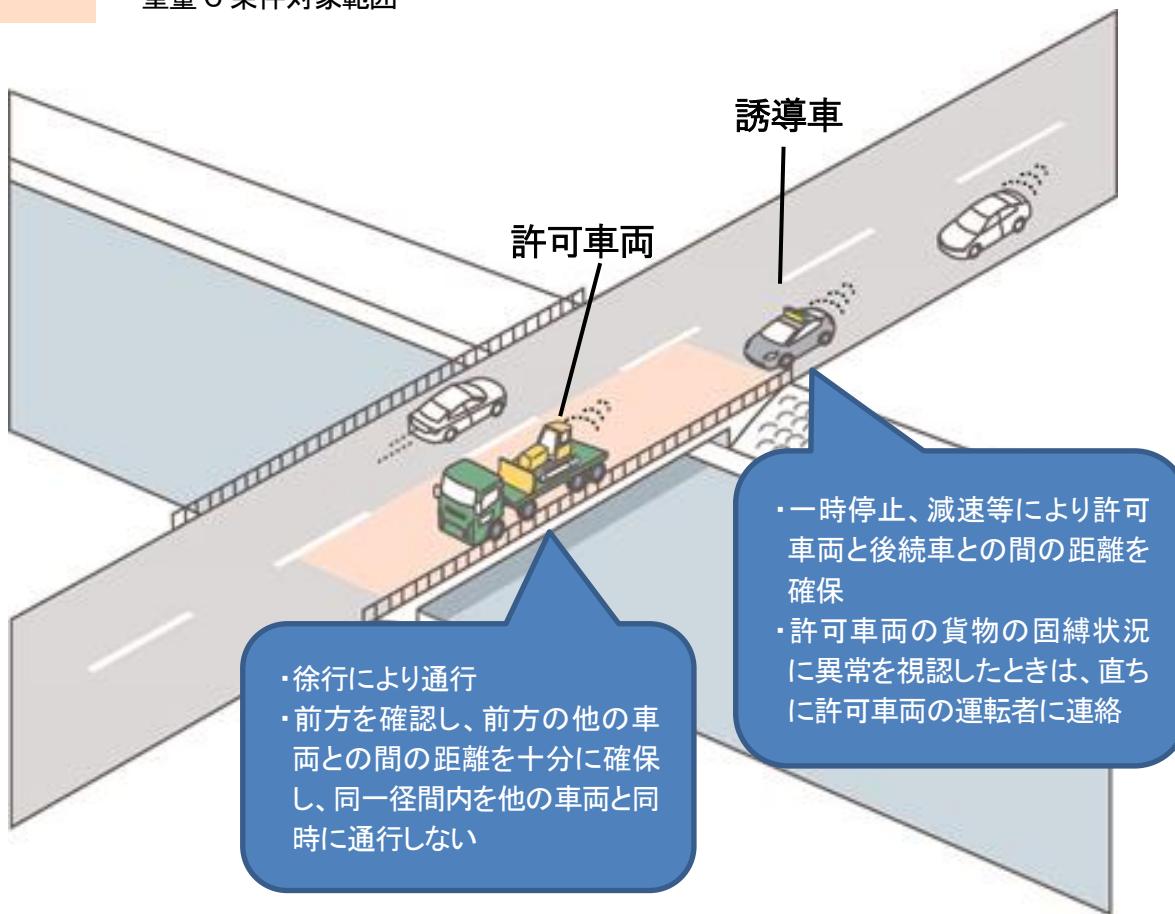
- ① 徐行すること。
- ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。
- ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。

通行する車線の一の径間(注)(以下「同一径間」という。)を同時に通行する他の車両がない状態で許可車両を通行させるため、以下の措置を講じること。

(注)…一の径間の距離は概ね60m程度。

- i) 許可車両は、橋梁等に進入する際、前方を確認し、前方の他の車両との間の距離を十分に確保して、徐行することなどによって、同一径間内を他の車両と同時に通行しないようにすること。
- ii) 許可車両が橋梁等に進入する前に、誘導車(1台)をその後方に配置すること。
- iii) 誘導車は、その後方を他の車両が通行しようとしていることを確認したときは、自ら一時停止又は減速することなどによって、許可車両と当該他の車両との間の距離を確保し、許可車両の同一径間内に他の車両を進入させないようにすること。
- iv) 誘導車は、許可車両の貨物の固縛状況に異常を視認したときは直ちに許可車両の運転者に連絡すること。

…重量 C 条件対象範囲



(図4) 重量 C 条件を付された橋梁等を通行する場合

② 重量 D 条件を付された橋梁等を通行する場合

【重量 D 条件】

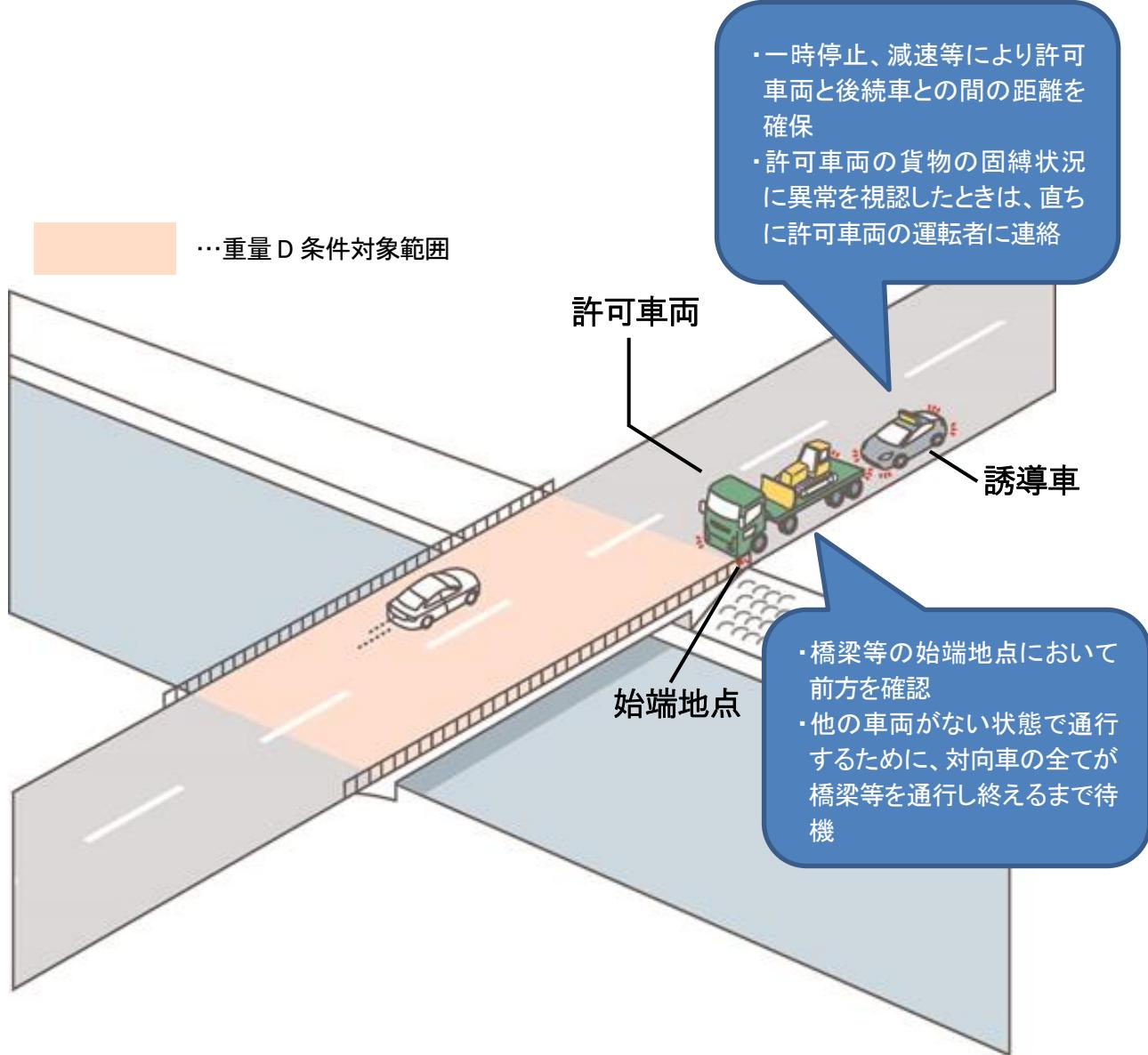
D条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。

- ① Cの各条件
- ② 隣接車線の前方(隣接車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。)。

①の措置に加えて、可能な限り、通行する車線に接する車線における一の径間(以下「隣接車線の同一径間」という。)を同時に通行する他の車両がない状態で許可車両を通行させるため、以下の措置を講じること。

《隣接車線が対向車線の場合》

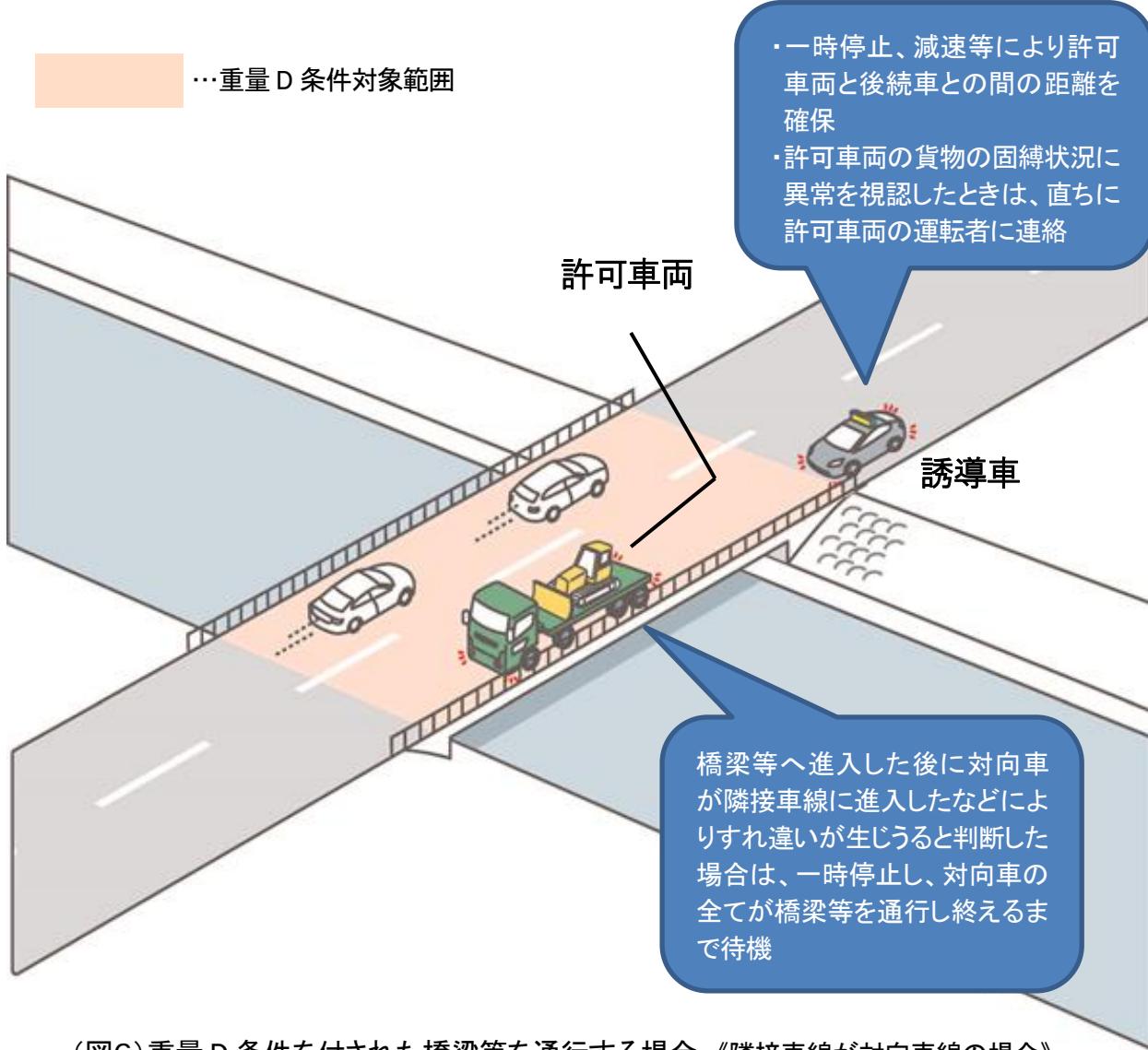
- i) 許可車両は、橋梁等の始端地点において前方を視認し、同一の径間を同時に通行しうる距離で隣接車線を対向車が通行していることを確認した場合には、一時停止し、当該対向車の全てが橋梁等を通行し終えるまで待機すること。



(図5)重量D条件を付された橋梁等を通行する場合 《隣接車線が対向車線の場合》

※隣接車線を対向車が通行していることを確認した場合

ii) 許可車両は、i)の視認を行ったにもかかわらず、許可車両が橋梁等へ進入した後に対向車が隣接車線に進入したことなどによってすれ違いが生じうると判断した場合には、すれ違いが想定される径間においてあらかじめ一時停止し、対向車の全てが当該径間を通行し終えるまで待機すること。

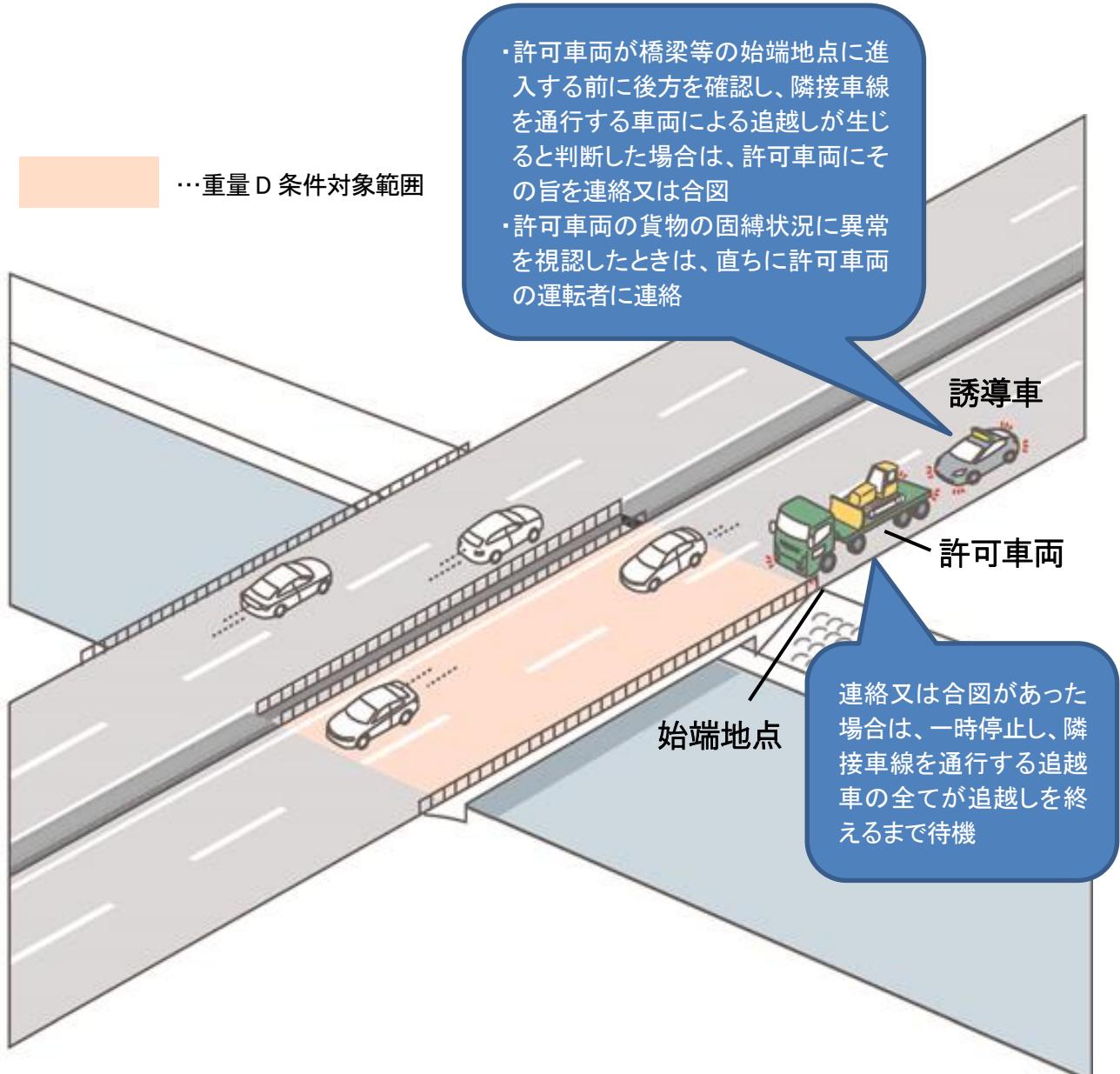


(図6)重量D条件を付された橋梁等を通行する場合 《隣接車線が対向車線の場合》

※許可車両が橋梁等へ進入した後に対向車が隣接車線に進入した場合

《隣接車線が同一方向の車線の場合》

- i) 誘導車(①により後方に配置された1台)は、許可車両が橋梁等の始端地点に進入する前に後方を視認し、隣接車線を通行する車両による追越し生じうると判断した場合は、許可車両に対して、その旨を連絡又は合図すること。
- ii) 許可車両は、i)の連絡又は合図があった場合には、一時停止し、隣接車線を通行する追越し車の全てが追越しを終えるまで待機すること。

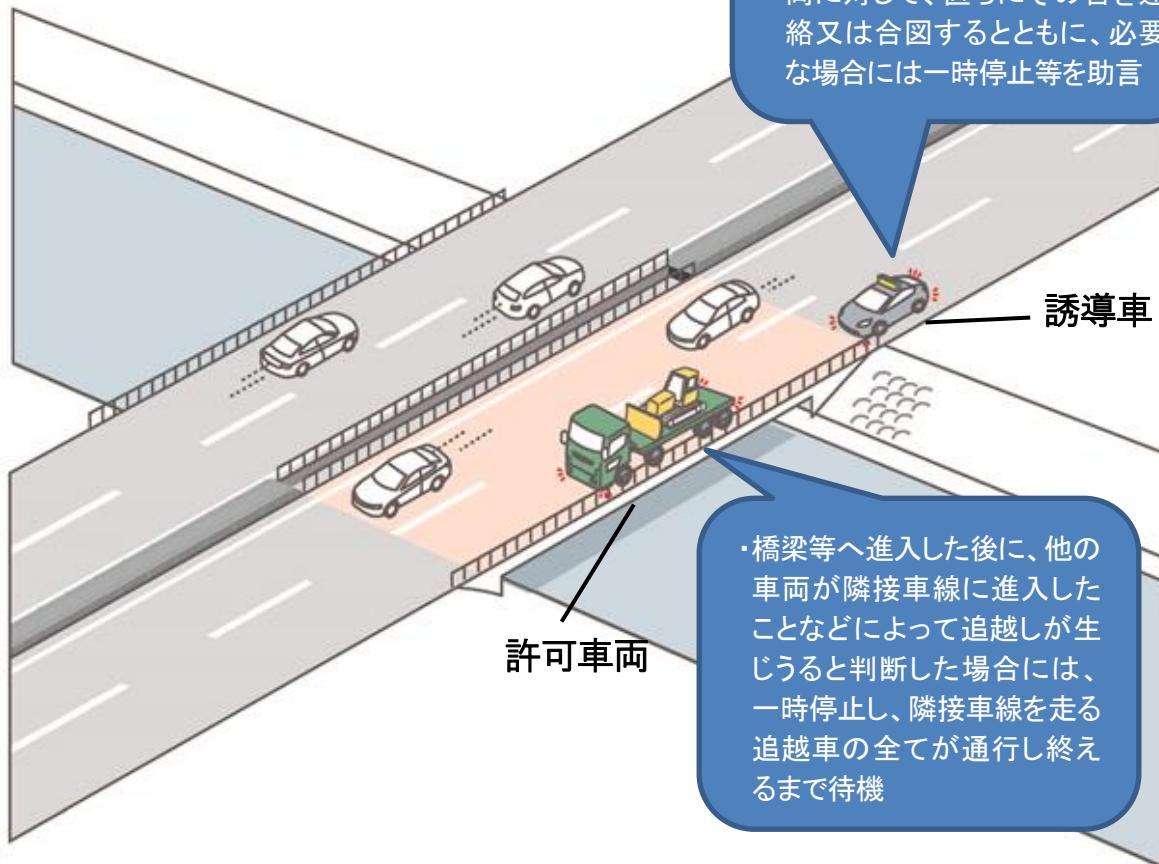


(図7)重量D条件を付された橋梁等を通行する場合 《隣接車線が同一方向の車線の場合》

※隣接車線を通行する車両による追越し生じうると判断した場合

- iii) 許可車両は、i) の視認を行ったにもかかわらず、許可車両が橋梁等へ進入した後に他の車両が隣接車線に進入したことなどによって追越ししが生じると判断した場合には、追越ししが想定される径間においてあらかじめ一時停止し、追越し車の全てが通行し終えるまで待機すること。
- iv) 誘導車(①により後方に配置された1台)は、iii) の判断に役立てるため、他の車両が橋梁等へ進入したことを確認した場合には、許可車両に対して、直ちにその旨を連絡又は合図するとともに、必要な場合には一時停止等を助言すること。

…重量D条件対象範囲



(図8) 重量D条件を付された橋梁等を通行する場合 《隣接車線が同一方向の車線の場合》

※許可車両が橋梁等へ進入した後に他の車両が隣接車線に進入したことなどによって追越ししが生じた場合

③ 寸法 C 条件を付された屈曲部等を通行する場合

【寸法 C 条件(屈曲部 幅員狭小部 上空障害箇所)】

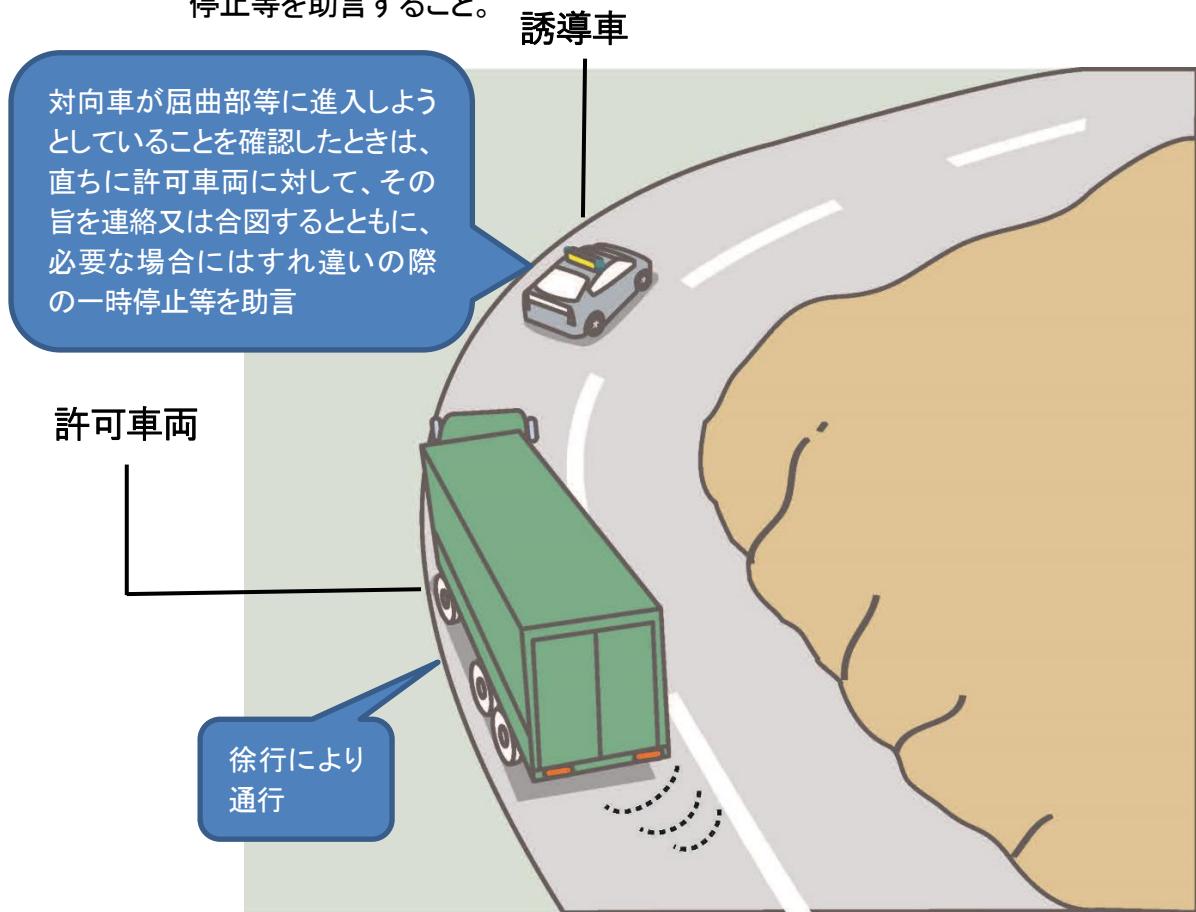
C条件の付された屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所については、以下を条件とする。

- ① 徐行をすること。
- ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。
- ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。

曲線部等を対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で許可車両を通行させるため、以下の措置を講じること。

《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが可能と判断される場合》

- i) 許可車両が屈曲部等に進入する前に、誘導車(1台)をその前方に配置すること。
- ii) 誘導車は、対向車が屈曲部等に進入しようとしていることを確認したときは、直ちに許可車両に対して、その旨を連絡又は合図するとともに、必要な場合にはすれ違いの際の一時停止等を助言すること。

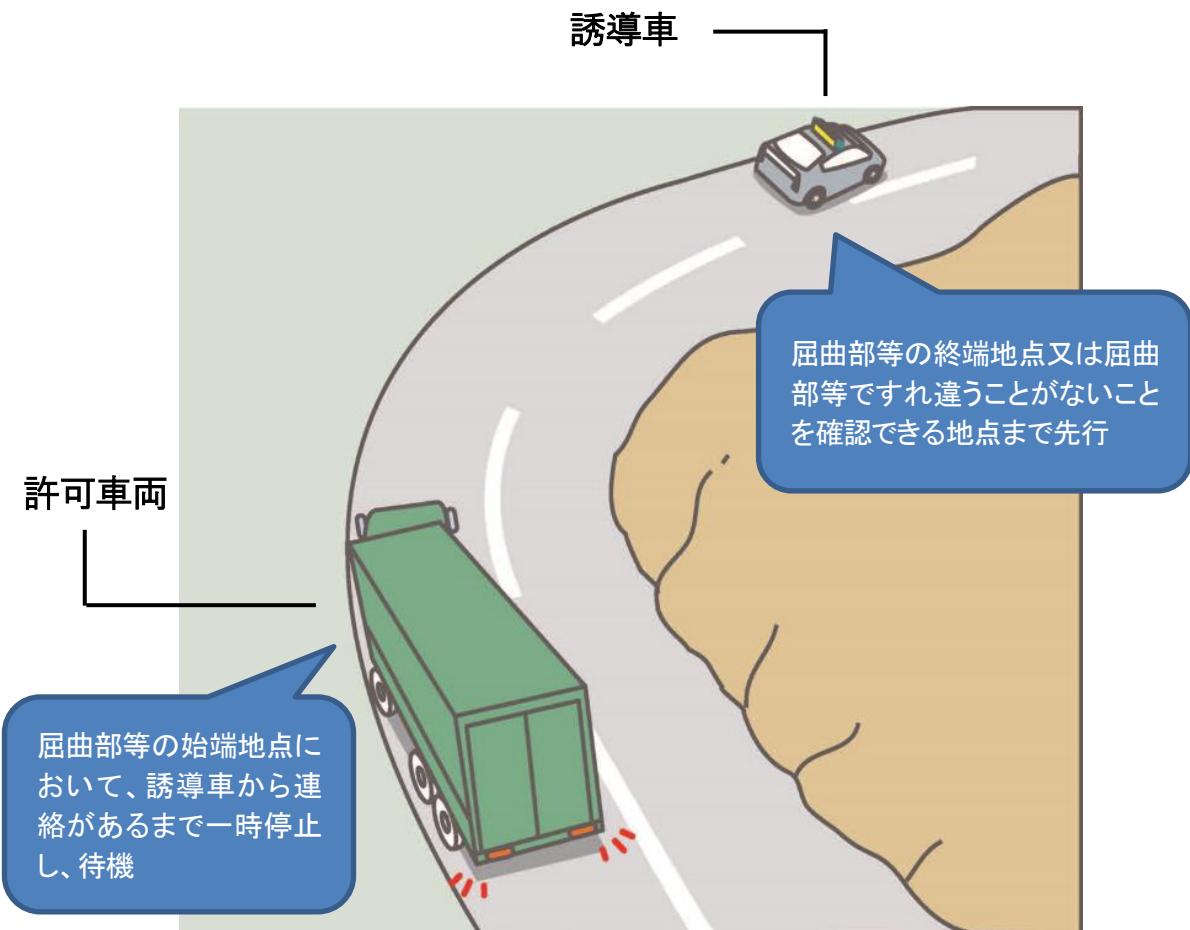


(図9) 寸法 C 条件を付された屈曲部等を通行する場合

《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが可能と判断される場合》

《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが不可能と判断される場合》

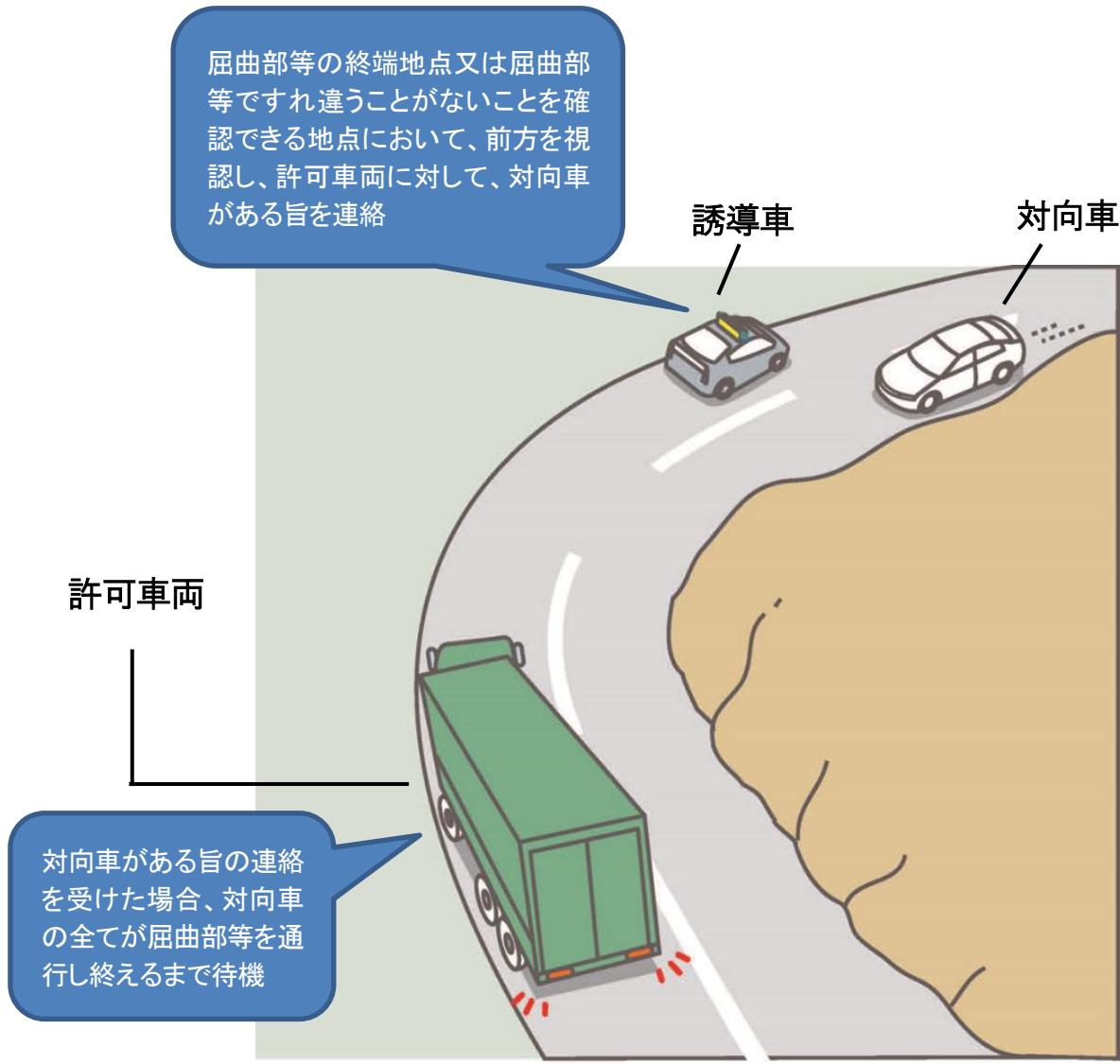
- i)誘導車(1台)は、許可車両が屈曲部等に進入する前に、屈曲部等の終端地点又は屈曲部等ですれ違うことがないことを確認できる地点まで先行すること。
- ii)許可車両は、屈曲部等の始端地点において、誘導車が当該終端地点又は屈曲部等ですれ違うことがないことを確認できる地点に到達し、iii)の連絡があるまで一時停止し、待機すること。



(図10) 寸法 C 条件を付された屈曲部等を通行する場合

《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが不可能と判断される場合》

- iii) 誘導車は、屈曲部等の終端地点又は屈曲部等ですれ違うことがないことを確認できる地点において、前方を視認し、許可車両に対して、対向車の有無について連絡すること。
- iv) 許可車両は、対向車がある旨の連絡を受けた場合には、当該対向車の全てが屈曲部等を通行し終えるまで引き続き待機すること。

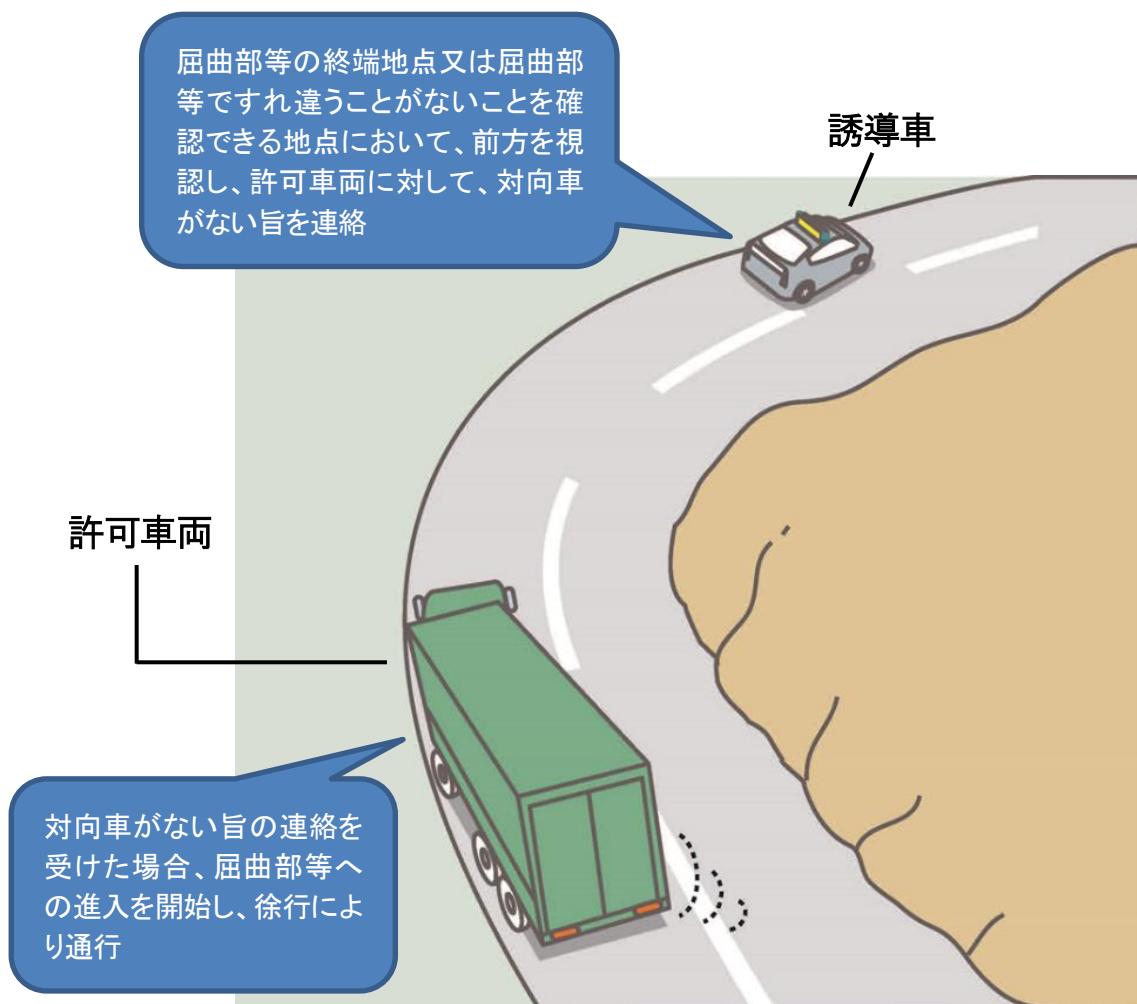


(図11) 寸法 C 条件を付された屈曲部等を通行する場合

《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが不可能と判断される場合》

※誘導車から、対向車がある旨の連絡を受けた場合

- v) 許可車両は、対向車がない旨の連絡を受けた場合には、屈曲部等への進入を開始し、徐行により通行すること。
- vi) 誘導車は、必要に応じ、誘導棒を使用するなどして、対向車に対して、一時停止、後退等による協力を依頼すること。



(図12) 寸法 C 条件を付された屈曲部等を通行する場合

《屈曲部等で他の車両とすれ違うことが不可能と判断される場合》

※誘導車から、対向車がない旨の連絡を受けた場合

④ 寸法 C 条件を付された交差点を左折又は右折する場合

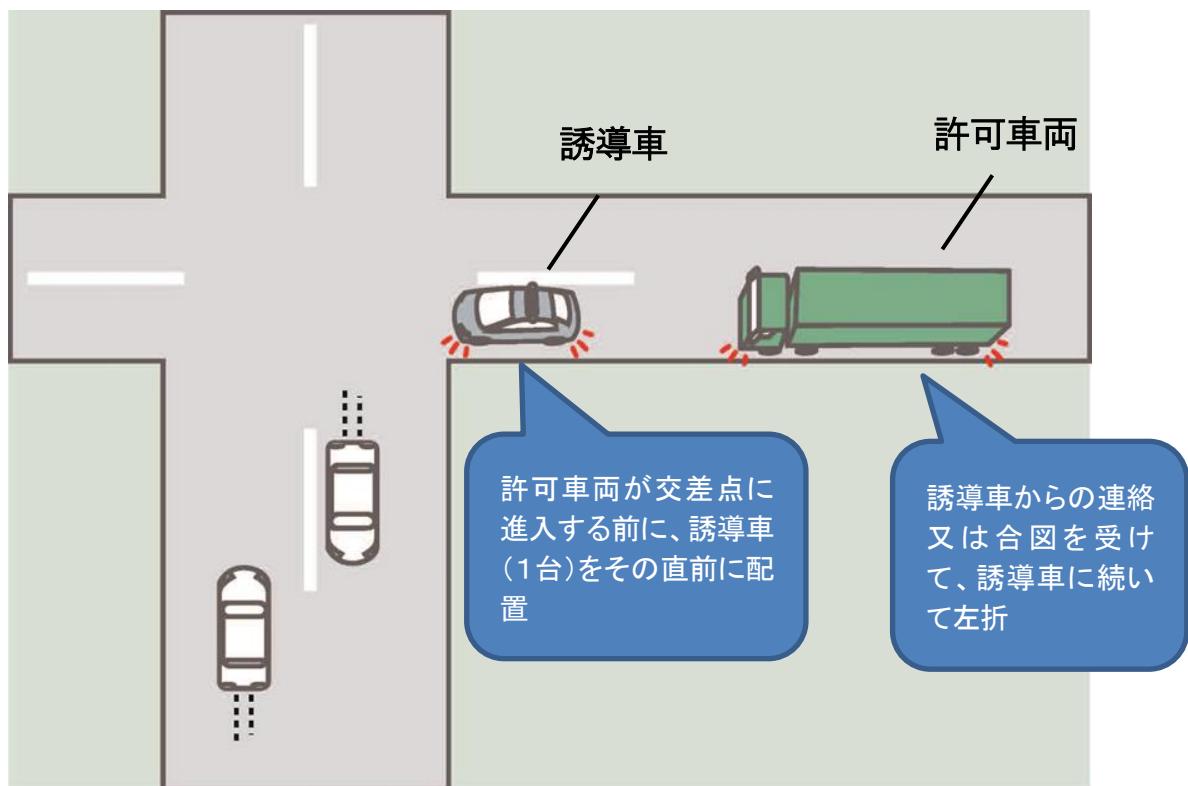
【寸法 C 条件(交差点)】

C条件の付された交差点を左折又は右折するときは、以下を条件とする。

- ① 徐行をすること。
- ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。
- ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。

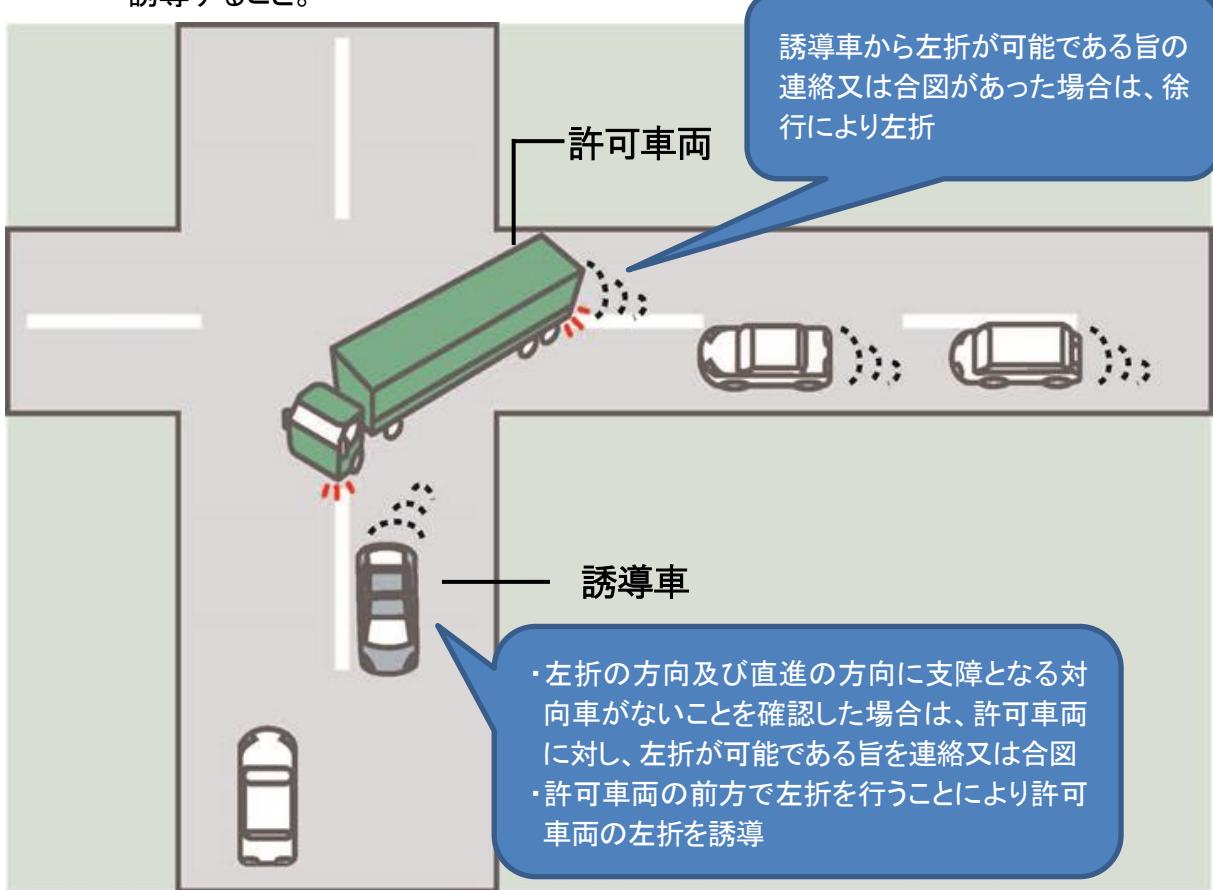
交差点を対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で許可車両を通行させるため、以下の措置をとること。

- i)許可車両が交差点に進入する前に、誘導車(1台)をその直前に配置すること。



(図13) 寸法 C 条件を付された交差点を左折する場合

- ii) 誘導車は、左折又は右折しようとする場合において、左折又は右折の方向及び直進の方向に、支障となる対向車がないことを確認した場合は、許可車両に対して左折又は右折が可能である旨を連絡又は合図すること。
- iii) 誘導車は、許可車両の前方で左折又は右折を行うことにより許可車両の左折又は右折を誘導すること。



(図14)寸法 C 条件を付された交差点を左折する場合

※誘導車が、支障となる対向車がないことを確認した場合

- iv) 誘導車は、左折又は右折しようとする場合において、左折又は右折の方向及び直進の方向に支障となる対向車があるときは、許可車両に対して一時停止等の連絡又は合図を行うとともに、当該対向車を先に通行させるよう補助すること。
- v) 許可車両は、誘導車からの連絡又は合図に従うとともに、通行可能である旨の連絡又は合図があった場合は、自らも周辺の安全を確認して徐行により通行すること。
- vi) 誘導車は、交差点の交通の状況等から、対向車がある状況で左折又は右折をせざるを得ないときは、接触の危険等が生じないよう、必要に応じ、誘導棒を使用するなどして、対向車に対して、一時停止、後退等による協力を依頼すること。

(2) (1)以外の区間又は箇所を通行する際の誘導方法等

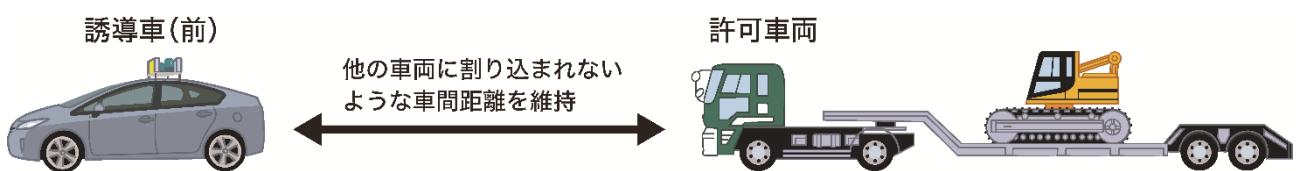
必ずしも誘導車を配置する必要はない。

ただし、誘導車を配置する場合には、原則として以下の方法によること。

① 通常時(②、③以外の場合。)

i) 誘導車は、許可車両の直前を通行することにより、対向車等に注意を喚起すること。

ii) 誘導車と許可車両は、他の車両に間に割り込まれないような車間距離を維持すること。ただし、山間部等このような車間距離を一定に維持することが困難な場合にあってはこの限りではない。

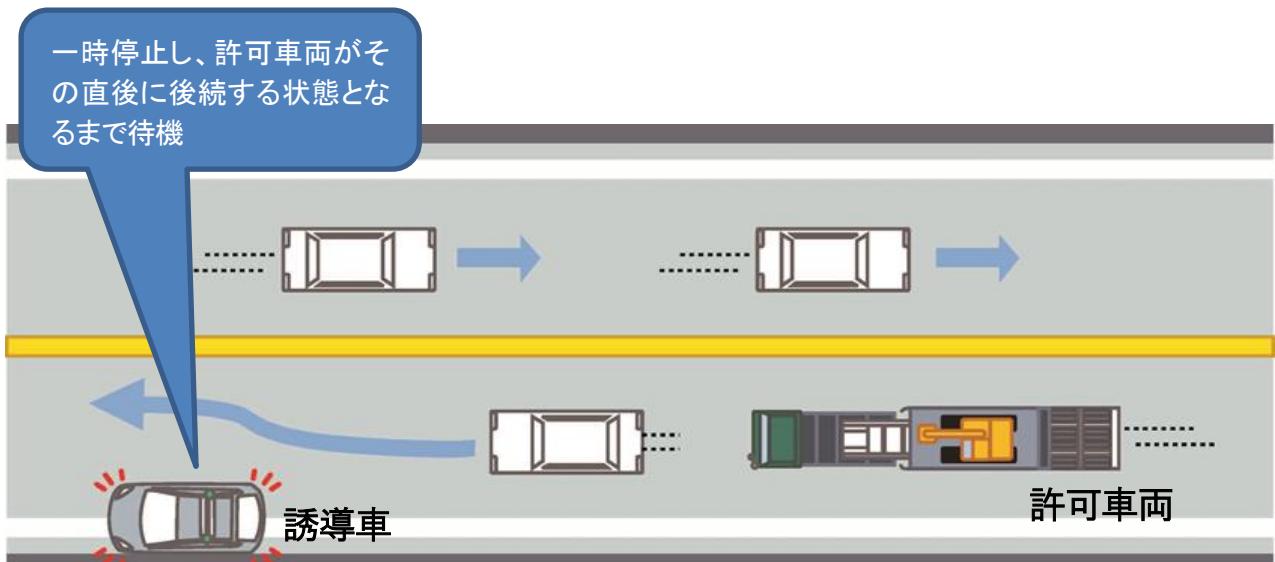


(図15)誘導車の配置状況図

iii) 誘導車を後方にも配置する場合で、許可車両の貨物の固縛状況に異常を視認したときは直ちに許可車両の運転者に連絡すること。

② 他の車両に誘導車と許可車両の間に割り込まれた場合の措置

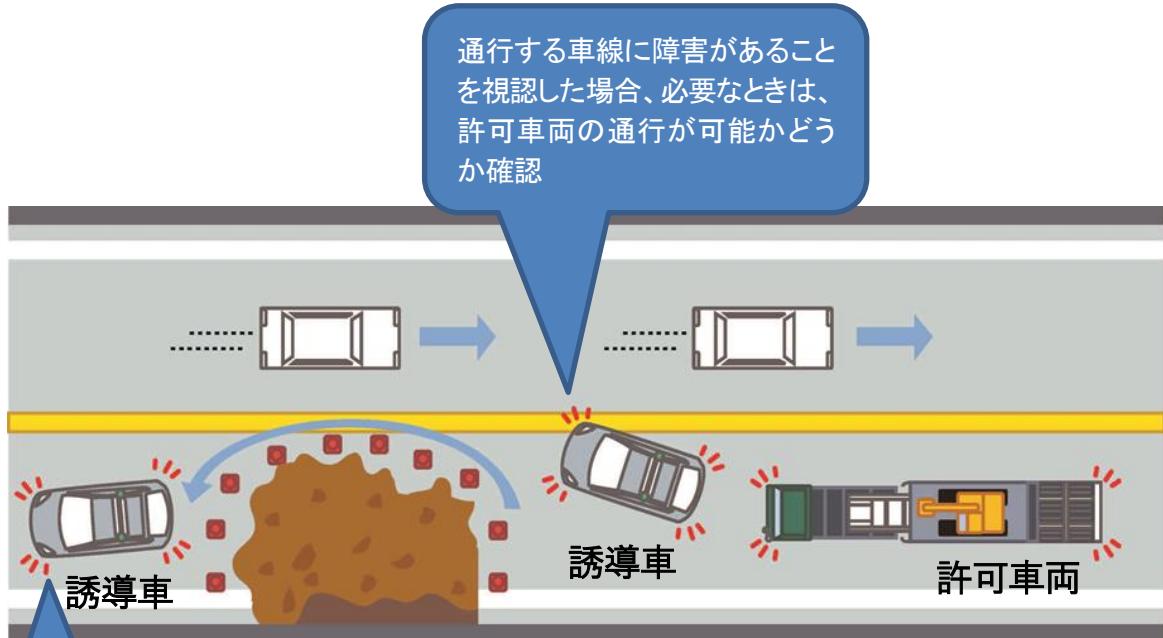
i) 誘導車は、十分な幅員の路肩を有する区間等割り込んだ車両に円滑な追越しをさせることができる箇所を視認したときは、当該箇所において一時停止し、許可車両がその直後に後続する状態となるまで待機すること。



(図16)誘導車と許可車両の間に割り込まれた場合

③ 駐車している車両がある場合など通行する車線に障害がある場合の措置

- i)誘導車は、駐車している車両、工事箇所などの障害があることを視認した場合において、必要なときは、許可車両の通行が可能かどうかを確認すること。
- ii)誘導車は、対向車が障害のある区間に進入しようとしていることを視認した場合であって、円滑なすれ違いが困難と判断したときは、直ちに許可車両に対して、その旨を連絡又は合図するとともに、必要な場合には、一時停止等を助言すること。



(図17)通行する車線に障害がある場合

円滑なすれ違いが困難と判断したときは、直ちに許可車両に対して、その旨を連絡又は合図するとともに、必要な場合には、一時停止等を助言

《誘導車配置等条件》			
重量に関する条件		寸法に関する条件	
A	特別な条件を付さない。	A	特別な条件を付さない。
B	橋梁、高架の道路その他これらに類する構造の道路(以下「橋梁等」という。)を通行するときは、徐行をすること。	B	屈曲部、交差点、幅員狭小部又は上空障害箇所を通行するときは、徐行をすること。
C	C条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	C 屈曲部 幅員狭小部 上空障害箇所	C条件の付された屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所については、以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。
D	D条件の付された橋梁等については、以下を条件とする。 ① Cの各条件 ② 隣接車線の前方(隣接車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。)。	C 交差点	C条件の付された交差点を左折又は右折するときは、以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。

(注)徐行とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注)誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。